

小児薬物療法認定薬剤師について

国立成育医療研究センター

薬剤部長 石川 洋一

●高齢者医療に加え小児医療の重要性が見直されている●

本日は、小児医療の重要性が再認識されているなかで、注目を集めている小児薬物療法認定薬剤師についてお話しします。

日本は長寿世界のたいへん素晴らしい医療の国ですが、昨年的人口統計をみると14歳以下の小児は何と人口の13%を切る状況となりました。先進国のなかでは最も小児の少ない国であり、このまま少子化の進行に手を打たないわけにはいきません。海外に目を向けると、欧米などの先進国では、長寿医療中心から小児期の医療重視、少子化対策に向け大きく舵取りをしています。

もちろんわが国の行政も、高齢者やがん医療に加えて、海外と同様、少子化対策、小児の医療改革に本格的に乗り出し、周産期、小児救急の改善に力を注いでいます。

このように進められている小児期医療推進で、実は小児期から医療が積極的に介入することで成人期の発病を防ぐことの意義も明らかになりつつあります。特にぜんそくなどのアレルギー性疾患、循環器の疾患や糖尿病などで小児期からの医療の早期導入の重要性も見直されるようになりました。

●小児期の薬物療法の専門家としての“小児薬物療法認定薬剤師”●

このような現状のなかで発足したのが小児薬物療法認定薬剤師制度です。本制度は、小児のための専門的な医療と地域の小児を守る医療とを同時にカバーする必要性から、病院薬剤師も保険薬局薬剤師も実務経験が3年以上あれば認定講習に参加できる制度となっています。小児期の薬物療法は、全ての薬剤師が一丸となって守る必要があるからです。

そもそも小児は、成人の縮小版ではありません。小児期の薬物動態は成人と大きく異なります。特に新生児期から乳幼児期においては成長が著しく、医薬品を代謝する能力も、生まれたての著しく低い状態から、1歳から5歳の頃のように成人の代謝能力を越すような時期までダイナミックに変化を遂げるため、成人の薬用量からの推測だけでは薬物療法ができません。年齢によって薬効も副作用も成人と異なるわけです。

そこで、小児期の医療を行うためには、小児期の発達薬理、薬物療法にかかる専門的な知識が必要となるのです。ところが、日本では小児期の薬物療法を習得した薬剤師が少ないため問題となっていました。

小児科医が薬物療法を実施する場合、診断と薬物療法の決定、薬用量の設定から副作用の管理まで作業はたいへん複雑です。特に同一成分で含量が異なる製品、多剤併用時の安全確認までは、医師の力だけでは困難なケースが多くあります。そんななかで小児の発達薬理を学んだ薬剤師が処方薬・薬用量の提案、副作用確認の支援ができれば、安全の確保と同時に多忙な小児科医の作業も軽減することができます。

初めて子供が熱を出して、相談相手もなく、薬を飲ませたこともない母親は、小児を専門とする薬剤師から薬の内容から飲ませ方まで詳しく説明を聞くことができればどれだけ安心できるでしょうか。

医療施設では平成24年度から病棟への薬剤師常駐に対して病棟薬剤業務実施加算が認められるようになり、小児病棟、NICU、小児ICUに薬剤師が常駐する施設が増加しています。

同時に病院内でのチーム医療が活発化し、小児専門の総合病院でも医療の高度化のなか、感染制御、栄養サポート、褥そう対策、緩和ケアなどの医療チームで薬剤師の業務が活発化しています。

小児救急の現場、小児ICUにおいても薬剤師の参画は現場の医師から薬物療法のセーフティーネットと呼ばれ、1秒を争う薬物療法を安全に実施するために薬剤師は重要な職種と言われています。NICUにおいても薬剤師の活躍の場が広がっています。

治療に最適な医薬品に小児用の濃度、剤形がない場合も、薬剤師がエビデンスの検討から参画して剤形変更を行っており、特殊な医薬品の小児への使用にも薬剤師が必要です。

保険調剤薬局による地域医療においても、小児科領域を専門とする薬剤師の活躍が少しずつ活発化しています。地域医療においてすべての小児医療相談を小児科医が担うのでは限界があります。小児救急の事前相談なども、小児医療の知識を持つ薬剤師によって夜間も含め保険薬局で応じることができれば、母親の不安と小児科医の負担を同時に軽減することができます。保険薬局での小児科領域の院外処方の確認にも、認定薬剤師の存在は不可欠なのです。

新たに期待されているのは小児の在宅医療の領域です。地域の薬剤師の働きで小児の在宅患者訪問薬剤管理指導の輪が広がりつつあります。行政的には在宅医療推進の方向に舵が切られていますが、小児の在宅医療では専門知識を持った薬剤師が明らかに不足しており、認定薬剤師を増やして行くことが急務となっています。

●認定薬剤師による情報ネットワークの構築を目指す●

このような現状と医療現場のニーズを叶えるため、本制度では特に教育が重視されています。その教育カリキュラムでは、①発達薬理について、成長・発達過程にある小児の特性を、年齢で変化する薬物動態を含めて理解することを基本とし、②小児の栄養管理、③小児に適正な服薬管理指導を実施するために必要な小児心理・行動学、④治験・臨床研究の知識、

⑤小児科領域で用いる医薬品の適正使用に向けた評価、剤形選択・調製の知識、これらを幅広く学べるシステムとなっています。実践的な内容としては、感染症・アレルギー疾患から循環器疾患・腎臓疾患、精神・神経疾患から新生児疾患、小児救急に至るまで小児期特有の疾患についてその病態と治療について、インターネットを通じて36講義を受講することになります。講義内容は受講者からも学会からもたいへん高い評価を得ています。そして小児専門病院に出向いて行う実習もカリキュラムに含められ、現場感のある実践的な教育を経験した薬剤師を輩出するプログラムになっています。

小児薬物療法認定薬剤師として総合的な知識を身に付けた後は実践で経験を積み、より専門的な領域の知識と経験を積んだ専門薬剤師を目指すこととなります。

薬物血中濃度、副作用、相互作用などの観点から治療の質を高め、患者の安全を守る能力を臨床の場で学んでいきます。そして、小児ICUやNICUでの治療、小児感染症、小児がんなどを専門とする薬剤師となって、より高度な小児期医療への参画が今後望まれることとなります。学会でも、より専門的な領域ごとの教育研究ステップを立ち上げて、教育育成に力を入れて行くこととなります。このように専門的な知識を身に付けた認定薬剤師が、新しい小児にかかる薬剤師を育てていくことにより、層の厚い小児薬物療法認定薬剤師を育てていくこととなります。

もう1つ目指しているのは、日本小児臨床薬理学会、そして小児薬物療法認定薬剤師を土台にして、専門薬剤師相互の情報ネットワークを広げて行くことです。

一般の総合病院では、大学病院においても小児にかかる総合的知識と経験を持った薬剤師は多くなく、小児病棟や小児ICU、NICUで新たに勤務を始める小児科領域の担当者は、施設内で他の薬剤師から過去の経験を学んだり相談したりすることができません。そこで小児専門の総合医療施設の認定薬剤師と相互に情報交換をする広域の薬剤師ネットワークが大きな力となるわけです。

地域医療の安全を支える保険薬局薬剤師が、小児薬物療法の情報を共有するためにも情報のネットワークは有効に機能します。保険調剤の現場では、小児にかかる新しい情報を得る機会がほとんどないため、薬剤師は常に不安を抱えて調剤をしています。その地域に認定薬剤師がいれば、ネットワークを用いて地域内で最新情報のやり取りが可能となります。そして病院薬剤師との薬薬連携も、小児期特有のオーダーメイド医療もネットワークでスムーズに連携できるようになります。

小児薬物療法認定薬剤師制度によって小児の薬物療法の基礎を学び、その知識を活用する技術を学んだ認定薬剤師は、平成26年、すでに400名に近づきつつあります。

本制度では毎年3月中旬に新規の受講募集があり、また新しい認定者が増えることと思います。これからも子供達、そしてお母さん達を、医療を通じて守る小児薬物療法認定薬剤師のさらなる活躍を望みます。